

農業委員会だより

農地の売買や転用、そのほか農地に関することは、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先

農業委員会 ☎0968(25)7235
 七城支所 ☎0968(25)1080
 旭志支所 ☎0968(25)3334
 泗水支所 ☎0968(25)2155



農地中間管理事業を利用しませんか

農地中間管理事業とは

農業からリタイアする人や、経営を規模縮小したい人の農地を農地中間管理機構が借り、まとめたうえで認定農業者や認定新規就農者などに貸し出す、農地の貸し借りに関する新しい制度です。熊本では、(公財)熊本県農業公社(農地バンク熊本)が県知事から指定を受け、農地中間管理事業を行っています。本事業の利用で、次のようなメリットがあります。

貸し手の場合

▼賃貸の場合、賃借料は決まった日に機構から確実に振り込まれます。▼農地は期間満了後は確実に戻ります。希望があれば、引き続き貸すこともできます。▼10年以上機構に預ければ、一定の条件で固定資産税の軽減措置が受けられます。▼納税猶予の適用農地の場合、納税猶予の適用が継続されます。▼農業者年金制度において、機構は旧制度の経営移譲年金および新制度の特例付加年金の適格者に位置づけられているため、支給が停止しません。▼要件を満たせば、機構集積協力金の交付が受けられます。

借り手の場合

▼長期の経営計画(耕作)が可能となり、経営の安定化が図れます。▼貸し手が複数の場合でも、契約は機構とだけで済みます。契約の管理や賃借料の支払いが一本化され、事務の軽減が図れます。▼大規模な災害が発生し耕作できなくなった場合、借り手の借賃料は減免されます。貸し手への支払いは要望に応じて機構が行うので、貸し手への負担が軽減されます。▼地域内の多数の担い手の人が機構を活用すれば、点在している農地を担い手ごとに集約することができるようになります。▼貸し手との協議は原則、機構が行います。契約期間中は安心して耕作できます。

貸し手、借り手の双方にメリットのある農地中間管理事業を、ぜひ活用してください。

農地転用を行う際の埋蔵文化財発掘調査

農地転用を行う際は、事前に市生涯学習課で、転用を行う土地が文化財の埋蔵されている土地(埋蔵文化財包蔵地)かどうかを確認してください。埋蔵文化財包蔵地であれば届出が必要になります。事前の確認調査を行う場合があります。確認調査前には、農業委員会

菊池市の農作業受託料情報(参考)

作業別	条件	金額
耕起	田(秋)／田・畑(春)	5,000円
代かき		9,000円
田植え	苗持込(苗代別)	9,000円
	植え付けのみ	7,000円
防除	1回当たり(薬代別)	2,000円
稲収穫	カッター(運搬含)	13,000円
	結束(運搬含)	15,000円
	倒伏田カッター(運搬含)	上記の2～5割増(倒伏状態による)
麦収穫	運搬含	9,000円
乾燥		1,850円

※ほ場整備地区を基準とした10アール当たりの委託料(税抜き)

農作業受託料情報(参考)

農作業の受託料は、作業条件(農地の形状、面積の大小など)および経済的変動(燃料や資材の高騰など)を考慮し、お互い合意の上で決定してください。料金の参考として、農作業受託料情報を掲載します。

で一時転用許可の手続きが必要です。なお、確認調査の結果、発掘調査を実施する場合も転用許可が必要になります。埋蔵文化財については生涯学習課へ問い合わせてください。

◎生涯学習課 ☎(25)7232